

漢字の練習

教材の位置づけ

学習指導要領との関連

〈指導事項について〉

- ・小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち300字程度から400字程度までの漢字を読むこと。また、学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。第一学年〔知識及び技能〕(1)イ
- ・第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち350字程度から450字程度までの漢字を読むこと。また、学年別漢字配当表に示されている漢字を書き、文や文章の中で使うこと。第二学年〔知識及び技能〕(1)ウ

新しい学習指導要領において、都道府県名に関する漢字は全て小学校第四学年に配当されることになった。「学年別漢字配当表」の変更に伴い、現行教科書で中学校に配当されていた「茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、琦、崎、滋、鹿、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」の二十字の漢字が小学校で学ぶこととなるため、中学校においては平成三十一年度の第一学年と、平成三十二年の第一学年、第二学年での移行措置が設定されている。

中学校学習指導要領解説国語編の「内容の取り扱い」では「小学校と同様に、他教科等の学習に必要な漢字については、指導する時期や内容を意図的、計画的に位置付けるなど、当該教科等と関連付けた指導を行い、その確実な定着を図ることが求められる。」とあり、これらの漢字も、社会科等との学習と関連づけて学習できるようにしたい。

また、中学校での漢字指導は、「漢字の書きの指導については、学年別漢字配当表の漢字一、〇二六字について、第2学年までに文や文章の中で使うこととし、第3学年では、文や文章の中で使い慣れること」（中学校学習指導要領解説国語編）とある。これを踏まえ、小学校へ移る漢字については、「小学校学習指導要領解説国語編」に「漢字の読みと書きについては、書きの方が習得に時間がかかるという実態を考慮し、書きの指導は2学年間という時間をかけて、確実に書き、使えるようにすることとしている。」とあるとおり、書きの学習にも留意する必要がある。

なお、本移行措置資料では、小学校に移行する漢字については、小学校で行われる指導に鑑み、小学校学習指導要領に示された「学年別漢字配当表」に示されている字体を標準とした。そのため、「茨」についても、新出漢字欄などでは「学年別漢字配当表」に示されている字体を第一に表示するようにしている。

指導の研究

1 教材の構成と留意点

都道府県名に関する漢字の移行措置資料は、次のような構成になっている。

- ① 「漢字の練習」……生徒用教材紙面。P2は、移行する二十字について、部首や画数、筆順などの情報をまとめた資料。
- ② 「漢字の練習」ワークシート……生徒用ワークシート。「読み」と「書き」の二種類を用意している。

①のP1の教材紙面は、現行教科書第一学年のP187『漢字の練習4』を土台にしてある。

第一学年で扱う場合は、平成三十一年度、三十二年度とも、『漢字の練習4』の上段の設問の補完として使えるようにしてある。『漢字の練習4』には、下段にも都道府県名以外の新出漢字が配当してあるので、その学習を落とすことのないようにしたい。

P2の漢字一覧は、①②を使った学習の際に、筆順や用例などの確認のために適宜参照できるようにしている。

なお、P2の紙面の下段、「常用漢字表備考欄」に示された都道府県の「読み方」とは、「常用漢字表において、都道府県名に用いられる漢字の読み方が音訓欄にない場合に、備考欄に注記された都道府県名の読み方」としてまとめられた「音訓の小・中・高等学校段階別割り振り表（平成29年3月）」の「付表2」の語である。いずれも、小学校教育で学習させるのが適当と思われる音訓である。

②のワークシートは、教材紙面での学習とあわせて、移行する二十字についての「読み」と「書き」を習熟できるように、例文を使った問題形式にしている。前述のとおり、「書き」の習熟については特に留意したい。

特に平成三十二年の第二学年で使う場合は、①の解説同様、「書き」の習熟を重点に活用したい。